

(平成22年10月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	21 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	12 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	42 件
国民年金関係	21 件
厚生年金関係	21 件

第1 委員会の結論

申立人の平成5年8月から8年4月までの期間については、国民年金の第3号被保険者期間であり、保険料納付済期間であるものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月から8年4月まで

私は、昭和61年4月から平成8年5月に厚生年金保険に加入するまで、
共済組合に加入していた夫の被扶養配偶者として国民年金の第3号被
保険者であったのに申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年4月から厚生年金保険に加入した平成8年5月7日
まで、国民年金の第3号被保険者であったと主張しているところ、申立人
の所持する年金手帳「国民年金の記録(1)」欄において、申立人は、昭和
61年4月1日から平成8年5月7日までの期間は第3号被保険者と記載
されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人の第3号被保険者の非該当年月
日が平成5年8月7日となっており、年金手帳の記載と合致しない上、非
該当処理は、それから4年近くも経過した9年3月4日に行われているこ
とについて合理的な理由は見当たらないことから、必ずしも適正な記録管
理が行われていたとは考え難い。

さらに、申立人の夫は、昭和47年9月に共済組合に加入して以降、申立
期間後も勤務先を変えておらず、申立人の生活状況に特段の変化があつた
とは考えられないことから、オンライン記録上、申立期間は、国民年金に
未加入の期間と記録されているが、申立期間は、国民年金の第3号被保険
者として保険料納付済期間であったと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立期間は国民年金の第3
号被保険者期間であり、保険料納付済期間であるものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年8月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月から同年12月まで

私は、A社を平成5年1月15日に退職して1年後ぐらいに、B市役所で国民年金の加入手続を行い、平成5年1月分からの国民年金保険料をすべて納付したはずである。年金手帳の「被保険者となった日」が5年1月16日となっているのに、被保険者記録照会回答票では6年1月16日とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識の高さがうかがわれる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の第3号被保険者の該当処理日から、申立人の国民年金の加入手続は平成6年6月8日又は同年6月9日に行われたと推認されるが、この時点で、申立期間の保険料は過年度納付が可能である上、申立期間直後の同年1月から同年3月までの期間の保険料は過年度納付していることが確認できる。

さらに、申立人の所持する年金手帳の「被保険者となった日」は、A社での厚生年金保険の被保険者資格を喪失した「平成5年1月16日」と記載されており、同日の申立人の年齢は19歳であったが、申立人が国民年金の加入手続を行った際、行政側が申立人の資格取得日を同日と取り扱ったことがうかがえる上、B市役所は、「平成6年当時、現年度及び過年度保険料の納付書は市役所で作成することができ、庁舎内で納付することも可能であった。」と回答している。

加えて、オンライン記録における申立人の国民年金被保険者の資格取得

日は、厚生年金保険の資格喪失日のちょうど一年後の平成6年1月16日と記録されているが、同日を国民年金被保険者の資格取得日とする合理的な理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立期間のうち、平成5年1月から同年7月までの期間については、国民年金の被保険者となり得る期間ではないことが明らかであることから、納付記録の訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年5月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月から51年3月まで

私は、A社を昭和50年4月末に退職し、同年5月に国民年金の加入手続を行い、納付場所は覚えていないが、その当時の国民年金保険料は1,100円だった記憶があり、保険料は納付していたはずである。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は、昭和50年11月ごろに行われたと推認でき、申立期間の国民年金保険料は現年度保険料で納付できる期間である上、申立期間は加入手続当初の11か月と短期間である。

また、オンライン記録によれば、申立人は申立期間以降の転居に伴い納付することができなかつた未納及び未加入の短期間を除き、昭和51年4月から60歳で資格喪失する平成21年*月までの保険料をすべて納期限内に納付していたことが確認できることから、申立人は加入当初である申立期間の保険料を納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、昭和63年11月から平成元年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和63年11月から平成元年5月まで

私は、20歳になったとき国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。昭和63年11月に会社を辞めたときにA市役所へ行き国民年金と国民健康保険の加入手続を行い、国民年金保険料は市役所から郵送されて来た納付書に現金を添えて納付した。同年11月から平成元年5月までの保険料は納付したはずであり、未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳は昭和63年8月29日にB社会保険事務所(当時)で厚生年金保険の手帳として再発行されたものと推認されるどころ、同手帳には国民年金の記号番号の記載があり、住所欄に「C県A市」のゴム印が押され「D(地名)」と記載されていることから、申立人は平成元年4月に同市Eに転居するまでの間に同市役所で国民年金の諸手続を行ったことがうかがわれる上、同市は、「申立人が昭和63年11月26日から平成元年6月17日まで国民健康保険に加入していたことが確認でき、当時国民年金と国民健康保険には同時に加入するよう指導を行っていた。」と回答していることから、申立人の主張どおり、申立人は会社を辞めた後に同市役所で国民年金及び国民健康保険の加入手続を行ったものと考えられる。

また、申立期間は7か月と短期間であり、申立期間を除きほかに未納及び未加入の期間は無い上、申立人が申立期間に近接する昭和60年10月にも厚生年金保険から国民年金への切替手続を適正に行い国民年金保険料を納付していることを考慮すると、申立期間の保険料は納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から同年8月までの期間及び46年3月の国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

また、昭和40年9月から46年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から42年3月まで
② 昭和42年4月から43年3月まで
③ 昭和43年4月から46年3月まで

私が勤務していたA社が昭和40年に倒産して、友人から国民年金に加入した方が良いと言われ、妻が国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付した。社会保険事務所（当時）から申立期間のうち42年4月から43年3月までの期間の保険料の納付は確認できず、それ以外の期間の保険料は還付済みと回答されたが、保険料を還付された記憶は無く、国民年金手帳には検認印や領収証書がはってあるので記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は納付しており、保険料を還付された記憶は無いと主張しているところ、申立人の所持する国民年金手帳の検認記録及び貼付^{ちようふ}されている領収証書により、申立期間①及び申立期間③の保険料が現年度及び過年度で納付されていたことが確認できる。

また、申立期間②は12か月と短期間であり、前後の期間について納付されている上、申立人の保険料を優先して納付したとする妻が昭和42年4月から同年9月までの期間が納付済みと記録されていることを考慮すると、申立人の同年4月から43年3月までの保険料は納付されていたものと考

えるのが自然である。

さらに、B県C市の保存する被保険者名簿には、昭和46年11月9日付けで保険料を還付した記載があり、還付期間が36年8月から46年3月までと記載されているが、申立人は40年9月から46年2月まで国民年金の強制加入者であり、この期間を含めて保険料を還付する理由が不明である上、オンライン記録では申立期間は未加入の期間となっており、申立期間に係る納付記録及び還付記録が無く、特殊台帳も存在しないことから、行政の記録管理が適正に行われていなかったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の昭和40年4月から同年8月までの期間及び46年3月の国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

また、昭和40年9月から46年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月から43年8月まで

私は、20歳になった昭和37年*月から国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきたのに、申立期間が未加入とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険に加入する期間と重複するとして、昭和40年12月から42年9月までの国民年金保険料が43年5月20日に還付されており、この還付の時点で42年9月以降の期間は、国民年金に任意未加入の期間となったことが確認できる。

また、申立期間については、厚生年金保険に加入する夫に扶養される申立人は、国民年金の任意加入の対象者であり、申立人がA市で任意加入手続を行った昭和43年9月の時点では未加入期間であるが、さかのぼって被保険者資格を取得することはできず、国民年金特例納付制度を含め保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

しかしながら、申立人は任意加入期間に係る申立期間の一部を含む昭和41年10月から42年9月までの保険料を前納しているところ、同年9月以降は厚生年金保険に加入する夫の被扶養配偶者であることから、厚生年金保険の被保険者資格喪失時に申出は無かったと推認されるものの、任意加入を継続する意思を有していたと考えられることなどの特別の事情を有し

ているものと認められ、こうした場合は、社会保険庁（当時）の通知（平成 21 年 12 月 10 日付け庁保険発第 1210002 号）によると、任意加入期間と重複する厚生年金保険被保険者期間が事後的に判明した場合であっても、当該厚生年金保険被保険者資格喪失後の期間に係る保険料が納付されていた場合には、当該通知以前の該当事案についても、当該厚生年金保険被保険者資格喪失時に任意加入の申出があったものとして取り扱うこととなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 42 年 9 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年9月から47年3月まで
② 昭和50年4月から51年3月まで

申立期間については、私の父が毎月地区の納税組合を通じて、家族全員分の国民年金保険料を納付していたのに、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、申立人の父が家族全員分の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の妻及び両親は納付済みであり、申立人は申立期間②の前後の期間は納付済みである上、申立期間は12か月と短期間であることから、申立期間②の保険料は納付していたと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿及び前後の手帳記号番号の任意加入者の資格取得日より、昭和47年12月に払い出されていることが確認できる上、申立人は申立期間①当時も現在と同一住所に居住していることから、行政が同一住所の同一人物に対し二重に手帳記号番号を払い出すことは考え難く、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査においても、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、同年12月に国民年金の加入手続が行われるまで申立期間①は未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年2月から同年3月までの期間及び48年7月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年2月から同年3月まで
② 昭和48年4月から50年3月まで

私は、申立期間については、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、厚生年金基金にも加入していたのもう年金には加入しなくてもよいと思っていたところ、市役所からそうではないと言われたので、遅れて国民年金に加入し、未納期間を何回かに分けてさかのぼってすべて納付したのに、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、遅れて国民年金の加入手続を行ったと述べているところ、申立人は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和50年10月ごろ加入手続を行ったことが推認でき、また特殊台帳においては、同年11月18日及び同年12月3日に、第2回特例納付制度を利用して、45年4月から特例納付可能期間の最終月である48年3月までの未納期間を特例納付したことが確認でき、申立期間①については、さかのぼって加入した当初の期間であり、2か月と短期間であることを考え合わせると、申立人は特例納付していたものとするのが自然である。

また、申立期間②のうち、昭和48年7月から50年3月までの期間については、申立人が加入手続を行った50年10月ごろの時点において、過年度で納付することが可能な期間である上、申立人は特例納付するなど納付意識も高く、当該期間は申立人の妻も納付済みであることを踏まえると、申立人も納付していたものとするのが自然である。

一方、申立期間②のうち、昭和48年4月から同年6月までの期間については、申立人が加入手続を行った50年10月ごろの時点では時効のため、制度上、保険料を納付することができない期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年2月から同年3月までの期間及び48年7月から50年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年4月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年1月から40年3月まで
② 昭和55年4月から56年3月まで

私は、昭和37年1月に、成人式の案内が友人には届いたのに自分に届かなかったので、確認のためにA区役所に行ったところ、3人の職員に国民年金の加入を勧められ、国民年金保険料が100円程度であれば納付することが可能であると思い、その場で加入手続を行った。

申立期間①の保険料についてはA区で集金人に納付してきたはずなのに、未納とされていることは納付できない。また、申立期間②の保険料についてはあまり覚えていないが、結婚してから妻が納付したはずであり、未納とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は昭和40年4月以降、申立期間②を除いて国民年金保険料は納付済みとなっており、法定免除期間の保険料を追納するなど、その納付意識の高さが認められる上、12か月と短期間であることから、申立期間②の保険料は納付していたものとするのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人は昭和37年1月に国民年金の加入手続を行い、保険料はA区において集金人に納付していたと主張するところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人の加入手続は40年9月ごろに行われたことが推認でき、加入手続を行う以前の期間である申立期間①は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

また、申立人に係る戸籍の附票により、申立人は昭和37年12月から39

年6月までB県C郡に住所を移転していることが確認できることから、A区で集金人に保険料を納付したとする申立人の主張と相違する上、加入手続を行った時点では、申立期間①のうち38年6月以前の保険料は時効により納付することができない。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和55年4月から56年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉厚生年金 事案 2550

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和23年11月30日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格喪失日に係る記録を昭和23年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,100円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年11月1日から23年10月1日まで
② 昭和23年11月30日から同年12月1日まで

私の夫は、昭和22年11月1日にB社（現在は、C社）から同社の子会社であるA社D工場に異動した。同社D工場にいつまで勤務していたかは覚えていないが、E（地名）にある同社本社に異動後、同社D工場、その後、同社F事業所へ転勤し、29年12月末まで同社に継続して勤務していた。A社に勤務していた申立期間①及び②の厚生年金保険の被保険者記録が無いことは納得できないので調査してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、C社が申立人の妻に交付した従業員台帳の記録及び複数の元同僚の証言から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（同社本社から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、上記複数の元同僚の異動が1日付けで行われていることから、昭和23年12月1日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和23年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,100円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が資格喪失日を昭和23年12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年11月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料を充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①については、従業員台帳の記録及びB社からA社本社に異動している元同僚の証言により、申立人は、申立期間①においてA社に勤務しており、時期は特定できないものの、当該期間内において同社D工場から同社本社に異動していることは推認できる。

しかし、A社D工場は、昭和23年8月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間①のうち、同日以前は適用事業所になる前の期間である上、同社本社は、同年10月1日に適用事業所になっており、申立期間①は同社本社が適用事業所になる前の期間である。

また、A社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間①中の昭和23年7月1日にB社からA社本社に異動した複数の元同僚は、申立人と同様に当該事業所が適用事業所になった同年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成6年1月11日であると認められることから、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

また、申立期間のうち、平成6年1月11日から同年3月31日までの期間については、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、上記訂正後の資格喪失日（同年1月11日）を同年3月31日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月31日から6年3月31日まで

私は、申立期間においてもA社に継続して勤務していたが、厚生年金保険の記録が無い。退職時に会社から受け取った賃金台帳の写しがあるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳（平成5年及び6年）により、申立人が申立期間において同社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、A社は、平成5年10月31日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、オンライン記録により、その約2か月後の6年1月11日付けで申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日が5年10月31日に遡^{そきゆう}及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所（当時）において、このような記録訂正処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

さらに、申立人は、当該事業所の閉鎖事項全部証明書において、役員ではないことが確認できることから、上記資格喪失日の遡及訂正処理に関与していないと認められる。

加えて、A社の商業登記簿謄本により、同社は、申立期間において、法人格を有していたことが確認できることから、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の資格喪失処理に係る記録は、有効なものとは認められず、申立人のA社に係る資格喪失日は、社会保険事務所が当該処理を行った平成6年1月11日であると認められる。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における平成5年9月の社会保険事務所の記録から、20万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成6年1月11日から同年3月31日までの期間については、A社の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳（平成6年分）により、申立人は当該期間においても同社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における上記訂正後の被保険者資格喪失日（同年1月11日）を同年3月31日に訂正することが必要である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、当時、厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和29年4月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和28年4月から29年3月までの標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年10月1日から23年6月4日まで
② 昭和28年4月1日から33年8月1日まで

私は、昭和22年10月にA社に入社し、同社の経営が厳しくなり解散状態になった後、残った仲間とB社を昭和31年に設立し、41年末まで同社に勤務した。申立期間①及び②が厚生年金保険に未加入の記録とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②のうち、昭和28年4月1日から29年4月1日までの期間については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、同社が28年4月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなったと記載されているが、同名簿には、昭和28年度の標準報酬月額の算定を昭和30年3月19日に取り消されたことが記載されている上、28年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している17人のうち4人については、同日以降の異なる日付で資格喪失した旨の記録が同日にさかのぼって訂正されており、残る13人（申立人を含む。）については、同年9月の定時決定及び同年11月の法改正による決定の記録が取り消されていることが確認できる。

また、当該訂正処理前の記録から、A社が昭和28年4月1日時点において、適用事業所の要件を満たしていたと認められることから、社会保険事務所（当時）において、同日に適用事業所でなくなったとする処

理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、A社の解散時期については不明であるが、同社の被保険者名簿に「28年度算定取消」と記載されており、昭和29年の標準報酬月額算定基礎届が提出されていないことを考え合わせると、同社が適用事業所でなくなったのは29年4月1日と考えるのが妥当である。

これらを総合的に判断すると、申立人の資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、A社が適用事業所でなくなったと考えられる昭和29年4月1日であると認められる。

また、昭和28年4月から29年3月までの標準報酬月額については、申立人のA社における28年3月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

- 2 一方、申立期間①については、元同僚の証言により、申立人がA社に勤務していたことは推認できるが、同社は、事業所記号順索引簿により、昭和23年6月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となっていることが確認でき、申立期間①は適用事業所になる前の期間である。

また、申立期間②のうち、昭和29年4月1日以降の期間については、A社は厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、B社は、オンライン記録により、33年8月1日に新規適用事業所となっていることが確認でき、当該期間は、いずれの事業所も適用事業所ではない。

さらに、申立人が元同僚として氏名を挙げた3人及びB社の事業主は、いずれも申立期間①及び②において厚生年金保険の被保険者となっていない。

このほか、申立人の申立期間①及び②のうち昭和29年4月1日以降の期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②のうち昭和29年4月1日以降の期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月20日

A事業所から平成17年7月20日に支給された賞与については、厚生年金保険料を控除されていたが、厚生労働省の記録に当該賞与の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する平成17年7月20日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、20万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間当時に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しなかったことを認めており、訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和46年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月21日から同年10月1日まで
私は、申立期間については、A社から関連会社のC社に異動し、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答から判断すると、申立人はA社及び関連会社であるC社に継続して勤務し（昭和46年10月1日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和46年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、申立人の資格喪失に係る届出に誤りがあり、保険料も納付していないとしていることから、事業主が昭和46年9月21日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和30年10月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年10月20日から同年11月9日まで

私は、昭和27年4月にA社に入社し、申立期間も継続して同社に勤務していた。在職証明書を提出するので、厚生年金保険の記録を調査し、被保険者記録の欠落について訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社が申立人に交付した在籍証明書及び当該事業所の回答書から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和30年10月20日に同社B支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和30年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、申立人の資格取得に係る届出に誤りがあり、保険料も納付していないとしていることから、事業主は昭和30年11月9日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における資格取得日は昭和41年8月6日、資格喪失日は44年4月25日であると認められることから、申立期間に係る船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和41年8月から43年8月までは2万2,000円、同年9月から同年12月までは2万4,000円、44年1月から同年3月までは2万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年8月から44年4月まで

私の年金記録について、A事業所に勤務していた昭和41年8月ごろから44年4月ごろまでの期間の船員保険の記録が欠落しているが、一緒に働いていた兄の記録があるので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所に係る船員保険被保険者名簿において、申立人の生年月日と6日相違するが、申立人の旧姓と同姓同名で、当該被保険者の資格取得日は昭和41年8月6日、資格喪失日は44年4月25日と、申立期間とほぼ一致している記録が確認できるが、当該記録は、基礎年金番号に統合されていない。

また、複数の元同僚は、「申立期間に申立人と同じB丸に乗船して、一緒に仕事をしていた。」と供述していることから、当該記録は申立人の記録であることが推認でき、事業主は、申立人が昭和41年8月6日に船員保険被保険者の資格を取得し、44年4月25日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったものと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、当該未統合記録から、昭和41年8月から43年8月までは2万2,000円、同年9月から同年12月までは2万4,000円、44年1月から同年3月までは2万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 5 月 6 日から同年 6 月 4 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社 B 営業所における資格取得日に係る記録を同年 5 月 6 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 2 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 11 月 15 日から 38 年 2 月 5 日まで
② 昭和 38 年 5 月 6 日から同年 6 月 4 日まで

私は、昭和 37 年 11 月から A 社の本社工場に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者資格取得日は 38 年 2 月 5 日と記録されている。また、同年 5 月に同社本社工場から同社 B 営業所へ転勤したが、同社本社工場での資格喪失日が同年 5 月 6 日、同社 B 営業所での資格取得日が同年 6 月 4 日と記録されている。両申立期間が厚生年金保険に未加入とされていることは納得できないので、再調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、A 社が保管する申立人の厚生年金保険被保険者記録が記載されている一覧及び複数の元同僚の供述から判断すると、申立人は A 社に継続して勤務し（昭和 38 年 5 月 6 日に同社本社工場から同社 B 営業所に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の A 社 B 営業所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和 38 年 6 月の記録から、2 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否か

については、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①について、申立人は、「昭和 37 年 11 月から A 社本社工場に勤務していた。」と主張している。

しかしながら、A 社が保管する申立人の厚生年金保険被保険者記録が記載されている一覧から、申立人は当該事業所において、厚生年金保険の被保険者資格を昭和 38 年 2 月 5 日に取得していることが確認できる。

また、当該事業所の事業主は、「申立人の申立期間①当時の在職について確認できる資料が無く、勤務実態は不明である。」と回答している。

さらに、申立期間①当時に当該事業所で被保険者資格を有する元同僚は、「申立人のことは覚えているが、いつごろ入社したかまでは覚えていない。」と供述しており、申立人の勤務期間を特定することができない。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和59年10月1日に、資格喪失日に係る記録を60年3月15日にそれぞれ訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月1日から60年3月15日まで

私は、昭和59年10月から60年3月まで、C社の事業所に勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたが、この期間の厚生年金保険の被保険者資格記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保有しているC社における昭和59年10月から60年3月までの給与支給明細書（用紙表記は、給与 A社）、雇用保険の加入記録及び元同僚の証言により、申立人は、申立期間においてC社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、C社は、平成元年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は、適用事業所になる前の期間である。

一方、C社が適用事業所となった平成元年4月1日付けで、同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している者のほとんどが、同日をもってA社における被保険者資格を喪失していることが確認でき、そのうち所在の確認できた複数の者に当時の勤務先について照会したところ、「関連企業に勤務。」「直営店に勤務。」「平成元年4月1日以前もC社に勤

務。」とそれぞれ回答しており、当時、C社に勤務し保険料を給与から控除されていた者のほとんどが、A社で厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が保有しているC社の給与支給明細書により、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料等が無いため不明と回答しているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）は当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和59年10月から60年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和48年6月21日）及び資格取得日（49年2月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を48年6月から同年8月までは5万2,000円、同年9月から49年1月までは6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月21日から49年2月1日まで

私は、A社に昭和47年12月に入社し、49年2月に辞めるまで、事業所間の異動はあったが退職したことはなく、会社から正社員として給料をもらい、厚生年金保険料を控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人はA社において昭和47年12月6日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、48年6月21日に資格を喪失後、49年2月1日に再度資格を取得しており、48年6月から49年1月までの被保険者記録が無い。

しかしながら、申立人は、「昭和47年12月にA社に入社し、申立期間当時は、同社経営のB（地名）にあった事業所から、C県D郡E町に新規開業した同社経営のF事業所に異動となり、正社員として勤務していた。」と主張するところ、当時の事業主は、「申立期間当時、E町においてF事業所を経営しており、20人程度の従業員がいた。」と証言している上、申立期間当時、当該事業所に勤務し、同社において厚生年金保険の被保険者記録を有する元事業主は、「申立人は申立期間において、正社員

として自分と一緒に勤務していた。正社員であれば厚生年金保険料は給与から控除されていたはずである。」と証言している。

また、申立人は、「F事業所の元事業主に辞表を提出し、A社を退職した。」と供述しており、元事業主は、申立人から辞表を受理したことを証言していることから、申立人は申立期間を含む昭和49年2月20日まで、継続して当該事業所に勤務していたことが認められる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の申立人のA社における社会保険事務所（当時）の記録及び申立人と当該事業所で同時期、厚生年金保険の被保険者資格を取得した元同僚の記録から、昭和48年6月から同年8月までは5万2,000円、同年9月から49年1月までは6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年6月から49年1月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年8月1日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を同年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月1日から43年2月16日まで

私の夫は、昭和37年11月から52年4月までA社に継続して勤務していたが、C（国名）に赴任していた42年8月1日から43年2月16日までの期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、調査して記録を回復してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻から提出された旅券の出入国記録及び複数の元同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社の命によりC（国名）の現地法人に赴任し、勤務していたことが推認できる。

また、申立人と同様にA社から赴任し、勤務していた元同僚から提出された、C（国名）の赴任期間に係る昭和42年8月から43年4月までの給与明細書の記載内容を確認したところ、健康保険料及び失業保険料が控除されている上、42年8月及び同年9月の厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、同社とC（国名）の現地法人へ赴任していた従業員との間に雇用関係が継続していたと認めることが妥当と考えられ、申立人は、申立期間のうち、同年8月及び同年9月の保険料を事業主によ

り給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、「申立期間当時から40年以上経過し、その間、複数回の事務所移転及び合併により、当時のA社の資料は残っていないので、保険料を納付したか否かについては確認できない。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和42年10月1日から43年2月16日までの期間については、元同僚の給与明細書において、C（国名）に赴任していた期間のうち、昭和42年10月から43年4月までの期間については、保険料が控除されていないことが確認できることから、申立人についてもC（国名）に赴任していた期間のうち、42年10月から43年1月までの保険料を事業主により給与から控除されていなかったことが推認できる。

このほか、申立人の当該期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、昭和42年10月1日から43年2月16日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和49年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年5月1日から同年6月11日まで

私の夫は、昭和49年3月18日にB社の関連会社であるA社の代表取締役就任後、同年4月30日に兼任していたB社の取締役を退任したときに、厚生年金保険の加入期間が1か月欠落しているが、申立期間はA社に勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者記録を回復してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社及びA社からの回答書、A社の営業報告書及び商業登記簿から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（B社から関連会社であるA社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社は、「昭和49年4月30日にB社の常務取締役を退任していることから、同社での厚生年金保険の資格喪失日は同年5月1日、A社での資格取得日は同年5月某日と考えられる。」と回答していること、及びB社は、「昭和49年3月から同年4月は兼務期間中であり、当社から給与が支払われていると思うが、同年5月1日以降はA社から主たる給与が支払われていたと思われる。」と回答していることか

ら、昭和49年5月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和49年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

千葉国民年金 事案 2899

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年8月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月から49年3月まで

私が25歳のとき、市の職員が私の経営する店に来て国民年金に加入するように勧め、国民年金保険料は5年間分さかのぼって納付できるとの説明を受けた。私は後日、元妻と共に国民年金に加入し、それまで未納であった5年分の保険料約7万円を納付し、以降は定期的に納付したにもかかわらず、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、25歳のときに申立人の元妻と一緒に国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付したと申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の任意加入者の資格取得日から昭和51年7月ごろに夫婦連番で払い出され、同時期に加入手続を行ったことが推認できることから、25歳のときに加入手続を行ったとする申述と相違する上、加入時点において、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は市の職員から保険料を5年分さかのぼって納付できると説明を受けたと述べているところ、当時は2年以上さかのぼって保険料を納付可能とする特例納付制度は実施されていなかった上、申立人が納付したとする保険料の金額は、申立期間の保険料として必要になる金額と大きな差異がみられる。

さらに、被保険者名簿によると、申立人は、国民年金に加入した昭和51年7月及び同年8月に49年4月から2年分の保険料を過年度納付していることが確認できることから、さかのぼって保険料を納付したとの記憶は、51年7月及び同年8月に保険料を納付した際の記憶と考えても特段

不自然ではない。

加えて、申立期間は104か月と長期間である上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 9 月から 49 年 2 月までの期間、53 年 11 月から 54 年 8 月までの期間及び 55 年 8 月から 56 年 5 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 9 月から 49 年 2 月まで
② 昭和 53 年 11 月から 54 年 8 月まで
③ 昭和 55 年 8 月から 56 年 5 月まで

私は、会社を退職した昭和 48 年 9 月ごろ、厚生年金保険を辞めれば国民年金に加入することは当然だと思い、市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は市役所に行き納付していた。53 年 11 月に会社を退職したときも同様に国民年金の加入手続を行い、保険料は市役所で納付していたのに未納とされていることは納得できない。

また、私は結婚後に会社を退職したときは、市役所で国民年金の任意加入の手続を行い、保険料は送られてきた納付書により銀行で納付していた。昭和 55 年の家計簿に年金保険料の記載があることから、申立期間について未加入で未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、最初に勤務した会社を退職後、市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の資格取得日から昭和 56 年 6 月に払い出され、その時期に任意加入手続を行ったことが推認できる上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 56 年 6 月に払い出されていることから、その時点において申立期間①及び②のうち 54 年 3 月以前の国民年金保険料は時効により納付することはできない上、申立人は申立

期間①及び②の保険料をさかのぼって納付したとは申述していない。

さらに、申立人の所持する昭和 55 年の家計簿に、申立期間③に係る国民年金保険料 1 か月分とされる「年金 4,000」の記載があり、当時の保険料 3,770 円とおおむね一致しているが、申立人の所持する年金手帳「国民年金の記録（1）」欄、被保険者名簿及びオンライン記録に申立期間③に係る国民年金の加入記録は無く、申立人は 56 年 6 月に任意加入していることから、申立期間③は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2901

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月から52年3月まで

私は、昭和53年1月に妻が夫婦の国民年金の加入手続を行い、数か月たったころに私の父から、申立期間の国民年金保険料を納付したと聞いていたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年1月に婚姻を契機に国民年金に加入し、その数か月後に国民年金保険料として30万円か80万円のいずれかの金額を納付したことを父から聞いたと述べているが、53年において申立期間の保険料を特例納付及び過年度納付した場合の法定保険料額と主張する金額はいずれも相違している。

また、申立人は、申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立期間の保険料を納付したとする申立人の父は既に亡くなっているため、申立期間に係る保険料の納付時期、納付場所等の納付状況について確認することができない。

さらに、申立人に係る特殊台帳及び被保険者名簿の納付記録は一致しており、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる記載は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2902

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 6 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 6 月から平成 2 年 3 月まで

私は、学生時代運動部に所属しており、当時、万一大けがをして障害が残った場合に国民年金に加入していないと障害年金が受給できないと言われていたので、母は、私が 20 歳になったときに国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれた。毎月、きちんと納付していたのに申立期間が未加入で未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、学生時代に運動部に所属していたので、申立人の母は申立人が万一の事故等により障害を抱える心配もあり、申立人が 20 歳になったときに国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと主張するところ、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間において申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人の所持する年金手帳には国民年金の記号番号が記載されておらず、申立期間において国民年金に加入した形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立期間に係る保険料の納付を明らかにする資料として、申立人の父が申告した「平成元年分の所得税の確定申告書」を提出しているが、同申告書の社会保険料控除額は、申立人の父自身の社会保険料の一年分の額と一致することから、当該控除額に申立人の国民年金保険料が含まれているとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 6 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 6 月から同年 9 月まで

私は、臨時職員となった昭和 57 年 5 月に、両親が市役所において国民年金の加入手続を行ったと聞いている。申立期間の保険料を自分で何度か市役所に行って納付した覚えがあるのに、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、臨時職員となった昭和 57 年 5 月に両親が国民年金の加入手続を行ったと申述しているが、申立期間は基礎年金番号導入前であり、国民年金の加入時において、申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出されるころ、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料は納付できない期間である。

また、臨時職員となった申立人のために市役所に行き、国民年金の加入手続を行ったとする申立人の母は、加入手続の際、年金手帳の交付を受けた覚えが無いと申述しているなど加入状況が不明である上、何度か市役所に行って自ら保険料を納付したとする申立人は、具体的な納付方法については記憶に無いと申述していることから、自ら保険料を納付したとする申立内容には不自然さが認められる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年12月から7年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成5年12月から7年7月まで

私は、昭和47年10月に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきたが、60歳のときに市の職員から「あと5年納付すると、年金額も増える。」と教えられたので改めて加入手続きを行い、65歳まで納付した。申立期間について未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、60歳に到達した平成5年*月*日以降に、市役所で国民年金の任意加入手続きを行い、65歳まで国民年金保険料を納付したと主張するところ、申立人の所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄には、平成5年*月*日に60歳到達により被保険者でなくなり、61歳を過ぎた7年8月18日に任意加入により再度被保険者となっていることが記載されており、当該資格記録はオンライン記録と一致することから、申立期間は国民年金の未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

また、任意加入被保険者については、任意加入の申出をした日に資格を取得することから、さかのぼって資格を取得することはできないところ、申立人は、任意加入時の状況について記憶が定かでなく、加入時期及び加入状況は不明である。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2905

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 10 月から 52 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 10 月から 52 年 5 月まで

私は、ねんきん特別便により国民年金の未加入の期間があることが分かったが、今まで税金や公共料金などの支払いは一度も未納にしたことはないので、私の国民年金に未納があるとは思ってもいなかった。申立期間について未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、これまで国民年金保険料を未納なく納付してきたと主張するところ、申立人に係る特殊台帳によると、申立人は昭和 52 年 6 月 30 日に国民年金の任意加入者として資格を取得していることが確認でき、当該資格記録はオンライン記録と一致することから、資格を取得する以前の期間である申立期間は、国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間において、申立人に対し別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付について記憶は定かではなく、加入及び納付状況は不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2906

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年10月から53年3月まで

私は、昭和47年10月ごろ、区役所に行き夫婦の国民年金の加入手続を行った。加入後は、区役所から郵送されてきた納付書により私が夫婦二人分の国民年金保険料を、3か月ごとに近くの郵便局又は信用金庫で納付していた。申立期間が未納とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年10月ごろ夫婦の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を3か月ごとに納付していたと申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人の手帳記号番号の前後の被保険者の資格取得日から53年9月ごろであることが確認でき、払出時点において、申立期間の保険料の過半は時効により納付することができない上、時効とならない51年7月から53年3月までの保険料は、手帳記号番号が払い出された時点において過年度保険料となるが、申立人は当該期間の保険料を過年度納付したとは主張していない。

また、申立期間は66か月と長期間である上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人の氏名は無く、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 10 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 10 月から 53 年 3 月まで

私の妻が、昭和 47 年 10 月ごろ区役所に行き夫婦の国民年金の加入手続を行った。加入後は、区役所から郵送されてきた納付書により妻が夫婦二人分の国民年金保険料を、3 か月ごとに近くの郵便局又は信用金庫で納付していた。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が、昭和 47 年 10 月ごろ夫婦の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を 3 か月ごとに納付していたと申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人の手帳記号番号の前後の被保険者の資格取得日から 53 年 9 月ごろであることが確認でき、払出時点において、申立期間の保険料の過半は時効により納付することができない上、時効とならない 51 年 7 月から 53 年 3 月までの保険料は、手帳記号番号が払い出された時点において過年度保険料となるが、保険料を納付していたとする申立人の妻は、当該期間の保険料を過年度納付したとは主張しておらず、申立人自身は申立期間の保険料の納付に関与していないことから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間は 66 か月と長期間である上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人の氏名は無く、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年9月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年9月から56年3月まで

私は、昭和51年の夏ごろ、通っていた専門学校が休講のときに、A市役所の本庁に母と一緒に国民年金の加入手続へ出向き、それ以降厳格な母の管理のもと、学生の身分であったときは母が、卒業してからは母と一緒にあって、近所にあったB信用金庫（現在は、C信用金庫）の本店で納付書に現金を添えて国民年金保険料を納付し続けてきた。同年9月から56年3月までの期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年の夏ごろ、国民年金に加入し、国民年金保険料は母が納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は56年8月に行われたと推認され、この時点では、申立期間のうち54年6月以前の期間は、時効により保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、学生であった昭和54年3月までは保険料の納付に直接関与していなかったと述べている上、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与したとする申立人の母は既に亡くなっているため、申立期間の保険料の納付状況等は不明である。

加えて、申立期間は55か月と長期間である上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2909

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から51年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月から51年6月まで

私は、結婚前にテレビで厚生省（当時）の女性局長が「家庭の主婦も年金を納めておいた方がよい。」と言ったのを聞き、国のやることに間違いはないだろうと思い、昭和51年に、当時未納となっていた申立期間の国民年金保険料を^{さかのぼ}遡って納付したはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年2月ごろ、申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているところ、申立人の所持する年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は53年10月ごろに行われたと推認され、この時点において、申立期間の保険料は時効により納付することはできない。

また、申立人は一括納付したとする金額及び納付方法を全く記憶しておらず、申立期間に係る納付状況は不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳によれば、申立人が加入手続を行った昭和53年10月時点において過年度で納付が可能であった、51年7月から53年3月までの期間の保険料が納付済みと記録されており、申立人の主張は、当該過年度納付に係る記憶と混同しているものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2910

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から61年3月まで

私の国民年金の記録では、昭和58年4月20日に任意加入して、59年4月17日に資格喪失したことになるが、自分で辞める手続きをした覚えはなく、国民年金保険料は2か月に一度金融機関で納付していた。また、厚生年金保険に加入もしていないのに国民年金が未加入となることは考え難く、近所に同姓同名の者が何人かいるので、記録を誤った可能性も考えられるので確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年4月20日に国民年金に任意で加入したが、59年4月に資格喪失の手続きをした覚えはないと主張しているところ、申立人の所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄には、58年4月20日任意で資格取得、59年4月17日資格喪失と記載され、A町のゴム印が押されており、同町の保管する被保険者名簿の記録及びオンライン記録とも一致することから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間に係る保険料の納付金額、納付先、納付方法等を具体的に記憶していないため保険料の納付状況が不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年3月から60年3月までの国民年金保険料は、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年3月から60年3月まで

私が20歳になったとき、母がA市役所で国民年金の加入手続を行い、年金手帳を受け取った記憶がある。昭和56年4月から家業の仕事を始め、国民年金保険料を毎月又は3か月ごとに納付した記憶があり、申立期間の49か月がなぜ未納とされているのか確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和56年*月に母がA市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和60年7月に社会保険事務所(当時)からA市へ払い出された番号の一つであり、前後の番号の任意加入者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は、同年7月に行われたと推認され、この時点では申立期間のうち、58年3月以前の期間は時効により国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は国民年金の加入手続に関与しておらず、加入手続を行ったとする母は記憶が不鮮明なため加入時期は不明であり、申立人自身も申立期間の保険料納付について記憶が不鮮明なため、申立期間当時の納付状況が不明である上、保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2912

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年12月の国民年金保険料は、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年12月

私は、昭和59年12月30日付けでA社を退職し、同年12月31日に国民年金に加入しているはずである。父が国民年金の加入手続と国民年金保険料の納付をしており、年金手帳の国民年金の加入日が同年12月31日ではなく、60年1月1日とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父が申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったと主張しているが、申立人の所持する年金手帳には、国民年金の資格取得日が昭和60年1月1日と記載されており、オンライン記録と一致することから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の父は既に亡くなっているため、申立期間の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2913

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月から46年3月まで

昭和44年当時、私の妻は、市から委嘱されて国民年金保険料の集金を行っていた。妻は、同年6月に国民年金に任意加入しているので、私がA社で厚生年金保険に加入していないのであれば、妻と同じく、国民年金に加入しているはずなので、確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持している国民年金手帳には、昭和46年4月1日に強制で資格を取得したことが記載されており、オンライン記録の資格取得日と一致することから、資格取得日以前である申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間の保険料を納付する前提となる別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとするその妻は、自分の加入手続よりも後に申立人の加入手続を行ったと述べている。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2914

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 9 月から平成 3 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 9 月から平成 3 年 6 月まで

私は、昭和 44 年 9 月に会社を退職したときに、会社から国民年金制度の説明を受けたので、A 市役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、送られてきた納付書により、A 市内の金融機関で納付した。保険料の納付を忘れたときは督促状が届いたことを覚えている。申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和 44 年 9 月に A 市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張するところ、戸籍の附票によると、同時期に申立人は B 区に居住していることが確認できることから、A 市役所で加入手続を行うことはできず、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、昭和 44 年当時の保険料徴収方法は印紙検認方式であり、申立人の納付書により納付したとする主張とは異なる上、申立期間のうち昭和 47 年から 50 年ごろまで一緒に保険料を納付していたとする申立人の元妻、申立人の兄及び申立人の義姉も、当該期間は申立人と同じく未納である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2915

第1 委員会の結論

申立人の平成2年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月

私は、社会保険事務所（当時）から申立期間の国民年金保険料の未払い通知を受け、平成3年の夏にA市B区役所において保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所から申立期間の国民年金保険料の未払い通知を受け、平成3年の夏ごろにA市B区役所で保険料を納付したと主張するところ、申立期間は、当初第3号被保険者期間であったが、申立人の夫の厚生年金保険の被保険者資格記録に基づき9年2月26日に申立人の国民年金被保険者資格の種別変更処理が行われたことから判明した国民年金の未納期間であり、この時点では、申立期間は時効により保険料を納付することはできない期間である。

また、B区役所では過年度分の保険料の納付書は発行していない上、区役所窓口及び区庁舎内の銀行派出所では過年度分の保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年10月から12年1月までの期間、同年2月から同年3月までの期間、13年8月から14年12月までの期間及び15年12月から17年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年10月から12年1月まで
② 平成12年2月から同年3月まで
③ 平成13年8月から14年12月まで
④ 平成15年12月から17年1月まで

私は、A（国名）への留学、A（国名）人の夫との結婚の期間を通じて何度も日本とA（国名）を往復しており、その都度、転入届、転出届、国民年金被保険者資格の取得及び喪失の手続を適正に行い、国民年金保険料はすべて納付してきたのに、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A（国名）への留学、現在のA（国名）人の夫との結婚を通じて日本とA（国名）の往復に係る転入届、転出届、国民年金被保険者資格の取得及び喪失の手続を適正に行い、国民年金保険料をすべて納付した。」と申述しているが、申立期間は平成9年1月の基礎年金番号導入後であり、保険料収納事務の電算化が図られている上、14年4月以降は保険料収納事務が国に一元化されており、年金記録事務における事務処理の機械化が一層促進されたことを踏まえると記録の過誤は考え難い。

また、申立期間①については、申立人の所持する年金手帳の「国民年金の記録（1）」欄により、未加入の期間であることが確認でき、申立期間②については、オンライン記録により、被保険者資格を取得しているが保険料は未納となっていることが確認できる。

さらに、申立期間③及び④については、当該期間以後にB県C町及びD市において、被保険者資格の取得手続をそれぞれ行っていることが確認でき、申立期間③及び④は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2917

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年2月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月から47年3月まで

私の父が、昭和40年2月に納税組合を通じて私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は納税組合長が自宅に集金に来た際、同居していた父、母、妻及び私の4人分の保険料を納付していた。同一世帯で一緒に納付していた父、母及び妻は納付済みになっているのに、私の申立期間の86か月の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年4月5日にA町（現在は、B市）に払い出された番号の一つであり、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は47年4月から同年5月までの間に行われたと推認され、国民年金手帳及びA町の国民年金被保険者台帳に記載されているとおり、申立人は同年4月1日に国民年金被保険者資格を取得したことが確認でき、加入手続をした時点で、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、手帳記号番号が申立人と連番で払い出されている申立人の弟も、申立人と同じく昭和47年4月1日に国民年金に加入し、保険料を納付しており、46年5月から47年3月までは国民年金に未加入の期間である。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人は過去に^{さかのぼ}遡って保険料を納付したことがなく、特例納付制度も利用したことがないと述べている上、申立期間の保険料を納付し

ていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2918

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年6月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月から54年3月まで

私は、A（職種）として収入が安定し、自営の見通しがついた昭和55年3月26日にB市に住民票を移したが、そのとき、自宅に市役所の職員が国民年金の勧誘に来て、自営業者は国民年金保険料が全額社会保険料控除の対象となり、節税になることを知ったので国民年金の加入手続を行い、それまでの未納分の保険料は^{さかのぼ}遡って数か月分ずつ、数年間にわたり分割して納付してきたのに申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年3月26日にB市に住民票を移し、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は遡って数か月分ずつ、数年間にわたり納付したと主張しているところ、申立人が国民年金の加入手続を行った同年3月の時点では、過年度納付が可能な期間は53年1月以降であり、それ以前は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、第3回特例納付実施期間が昭和53年7月1日から55年6月30日までであることを踏まえると、申立人が国民年金の加入手続を行って以降、数年間にわたって特例納付制度によって納付することはできない上、B市が保管している特例納付一覧（昭和55年12月6日現在）でも申立人が特例納付制度により保険料を納付していたことは確認できない。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿による縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家

計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2919

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年3月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年3月から61年3月まで

私は結婚後、姉と相談の上、国民年金の任意加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。国民年金を辞めたことはなく、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳、A市の保管する被保険者名簿及びオンライン記録により、申立人は昭和58年3月29日に国民年金被保険者資格を喪失していることが確認できる上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が国民年金加入の相談を行い、保険料の納付について連絡を取り合っていた申立人の姉は、申立期間に係る昭和58年4月及び同年5月は未納であり、同年6月から61年3月までの期間は申立人と同様に未加入の期間である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年12月31日から41年1月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和41年1月4日から同年1月20日までの期間について、申立人の厚生年金保険の資格取得日に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年12月31日から41年1月1日まで
② 昭和41年1月4日から同年1月20日まで

私は、申立期間①については、昭和40年5月5日から同年12月31日までA社に勤務していたが、同社での厚生年金保険の資格喪失日が41年1月1日ではなく、40年12月31日になっているので訂正してほしい。また、申立期間②については、B社における厚生年金保険の資格取得日が間違っている上、記録を訂正しても被保険者期間が1か月増えないということは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、雇用保険の加入記録により、申立人がA社に昭和40年12月31日まで勤務していたことは確認できる。

しかし、当該事業所において、申立人の前後に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者44名のうち、申立人を含めた6名が月末日で資格を喪失しており、連絡先の分かった3名に退職日について照会したところ、2名から回答を得たが、2名共「当時のことは覚えていない。」と供述しており、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、オンライン記録によると、A社において昭和41年1月1日付けで資格を喪失している者はいない上、上記44名のうち1日付けで資

格を喪失している者は確認できないことから、当該事業所は、月末退職者について、退職した月の末日が資格喪失日になるように届出していた可能性がうかがえる。

また、当該事業所は、「当時の資料は無いことから、申立人の勤務実態を確認することができない上、社会保険関係の届出等についても不明である。」と回答していることから、厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②については、雇用保険の加入記録により、申立人は、B社において昭和41年1月20日に被保険者資格を取得していることが確認でき、オンライン記録と一致している。

また、申立人と同様に、昭和41年1月20日に資格を取得している者が5名おり、そのうち回答を得ることができた1名は、「41年1月上旬から勤務した。」と供述しており、入社した日と厚生年金保険の被保険者資格を取得した日が一致しないことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の資格取得日の記録を訂正する必要は認められない。

なお、申立人は当該事業所において昭和41年1月20日に被保険者資格を取得しているところ、厚生年金保険法第19条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、申立人が当該事業所において資格を取得した同年1月は、既に被保険者期間に含まれている。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 1 月 28 日から同年 2 月 1 日まで
私は、A社に平成元年 10 月 14 日に入社し、2 年 1 月 31 日まで継続して勤務したが、厚生年金保険の記録では、元年 10 月 14 日から 2 年 1 月 28 日までの被保険者期間となっているので、被保険者期間を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された、平成元年 10 月から 2 年 1 月までの「B（資料）（各月毎に前月 16 日から当月 15 日までの出勤状況を記録したもの。）」の写しにより、申立人は、元年 10 月 14 日から 2 年 1 月 15 日までA社に勤務していることは確認できるが、2 年 2 月（同年 1 月 16 日から同年 2 月 15 日）のB（資料）には、申立人の氏名は無く、同年 1 月 16 日以降については、勤務していることが確認できない。

また、雇用保険の加入記録によると、申立人は、平成元年 10 月 14 日にA社に入社し、2 年 1 月 27 日に離職しており、オンライン記録と符合する。

さらに、申立人が氏名を挙げた元同僚 1 名及び申立人と同様に平成 2 年 2 月のB（資料）に氏名が無い 4 名に照会したところ、回答のあった 2 名は、いずれも申立人を覚えておらず、申立人の申立期間当時の勤務実態について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 1 日から 37 年 3 月 26 日まで
私は、厚生年金保険の加入記録がある兄の後任として、昭和 34 年 3 月から A 事業所に勤務し、38 年 3 月までに勤めたが、その期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているので訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された A 事業所前での記念写真（昭和 34 年 8 月 5 日撮影）により、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、「6 歳年上の兄の紹介で、その後任として A 事業所で B（職種）として勤めていた。」と主張しているところ、申立期間の始期は、申立人の兄が当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失してから 1 年以上も経過している上、申立人の兄から、申立人に係る厚生年金保険の加入状況について具体的な証言を得ることはできない。

また、C 社（管内の事業所の社会保険関係事務を担当していた D 社を継承）は、「個々の事業所で厚生年金保険の加入手続を行うことになったことに伴い、D 社は昭和 47 年 2 月に解散しており、解散以前の関係資料は無い。」と回答している上、A 事業所も、「申立期間当時の関係資料は無い。」と回答していることから、申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 19 年 8 月 15 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 24 年 5 月 1 日から 27 年 10 月 1 日まで

私の父は、A社の前身である、B社の時代から厚生年金保険に加入していたはずであり、A社が所有している従業員台帳にも昭和 19 年 8 月 15 日から厚生年金保険に加入した記載があり、45 年 3 月 31 日に退職するまで同社に在籍していたのは間違いないので調査してほしい。

(注) 申立ては、申立人の息子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社は、「申立人は昭和 18 年 7 月 10 日に入社し、45 年 3 月 31 日に退職した。」と回答している上、元同僚は、「申立人は、昭和 34 年ごろに C (地名) に異動するまでは、ずっと D 支店で勤務していた。」と証言していることから、申立人が申立期間①及び②において A 社 D 支店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間①については、厚生年金保険が完全施行されたのは、昭和 19 年 10 月 1 日からであり、それ以前にあった労働者年金保険は、「男子筋肉労働者」のみを対象としているところ、B 社 D 支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人記載欄には、事務職員を表す「甲」の記載があることから、申立人は、労働者年金保険の被保険者となり得なかったと推認される。

また、申立人の息子夫婦は、「B 社時代から、自宅裏の施設を会社に貸しており、父は施設長だった。」と供述している。

さらに、申立期間②については、元同僚は、「当時、A 社は E (地名)、

F（地名）及びD（地名）の3か所に事業所が存在していた。」と証言しているところ、A社本社、同社F支店及び同社D支店のいずれの被保険者名簿においても、申立期間②について申立人の氏名は無い。

また、元同僚は、「申立人は、G事業所からB社を経てA社に重役として移籍した。」と証言しており、申立人と同様の経歴を持つ元同僚3名の氏名を挙げているが、このうちオンライン記録において年金記録が確認できる2名についても、申立期間②における当該事業所における被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年3月25日から同年12月25日まで
② 昭和44年1月から45年5月まで

私は、申立期間①については、A社B営業所に勤務しており、同社C支店での昭和28年10月1日から29年3月25日まで厚生年金保険の被保険者期間はあるが、会社の運動部に入り試合に参加した記憶や当時の写真もあり、もっと長い期間勤務したはずであるので、申立期間①の被保険者記録が無いことは納得できない。また、申立期間②については、D社に勤務しており、国民年金にも厚生年金保険にも加入していないということはおかしいので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社B営業所は、昭和28年10月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立人の被保険者期間のある同社C支店は、29年10月13日に適用事業所でなくなっていることから、申立期間①のうち同日以降は適用事業所ではない。

また、A社C支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の被保険者記録は、昭和28年10月1日に資格を取得、29年3月25日に資格を喪失と記載されており、同社C支店及び同社本社（E区F）の被保険者名簿において申立期間①に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

また、A社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同日に資格を取得し、同日に資格を喪失している者がほかに16名確認できるところ、そのうちの1名は、「申立人が勤務していたのは覚えているが、勤務期間までは覚えていない。当時会社は経営に行き

詰まり、昭和 29 年 3 月 25 日に多数の人が希望退職又はリストラで辞職した。」と供述している。

さらに、A社本社も既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主の所在も不明であることから、申立人の勤務期間、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除状況について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、D社は、昭和 47 年 10 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所になり、同年 11 月 30 日に適用事業所でなくなっていることから、申立期間は適用事業所ではない。

また、元事業主は、「D社は、私が社長であった昭和 47 年に初めて厚生年金保険に加入し、すぐに倒産したので加入期間は 1 か月だけである。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年10月5日から31年11月1日まで

私は、A社（現在は、B社）C支店D営業所に昭和20年10月5日に入社し、31年10月31日に退職するまで継続して勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されているので、申立期間について被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

業務内容等に関する申立人の具体的な供述から、申立人が申立期間においてA社C支店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社C支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該事業所で昭和20年10月1日又は21年4月1日に資格を取得している者が106名確認でき、このうち32名に対し申立人の勤務実態について照会したところ、17名から回答が得られ、うち2名が申立人のことを知っているとは回答しているが、申立人の具体的な勤務期間までは確認することができない。

また、申立人が氏名を挙げた、申立人より前に当該事業所に入社し申立人と同種の仕事をしていたとする同僚2名については、上記被保険者名簿で確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿において、昭和20年10月1日から21年10月1日までに厚生年金保険の被保険者資格を取得している者は572名おり、申立人と同姓同名の被保険者が1名確認できたが、生年月日が異なる上、被保険者期間が申立期間と大きく異なっていることから申立人の記録とは特定できず、ほかに申立人の氏名は存在しない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 7 月から 52 年 5 月 28 日まで

私は、昭和 49 年 7 月に A 事業所に入社し、52 年 7 月に退職するまでの間、正社員として継続して勤務していたが、同事業所における厚生年金保険の被保険者期間が同年 5 月 28 日から同年 7 月 31 日までしかないことは納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が氏名を挙げた元同僚二人の証言により、申立人が申立期間において A 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記の元同僚二人は申立人が勤務していたことは記憶していたものの、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況については記憶に無く、具体的な証言を得ることができない。

また、当該事業所は、昭和 60 年 5 月 23 日に B 事業所に名称変更後、61 年 5 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、現在は、当該事業所の名称のみを継承し、別事業所となっているところ、当事業主は「当時の人事記録、賃金台帳等の資料は現存していない。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 8 月から 32 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 31 年 2 月に A 社 B 支店に C (職種) の臨時雇いとして入社し、同年 8 月に正式採用され、平成 6 年 1 月 31 日に退職するまで継続して勤務し厚生年金保険料を給与から控除されていたので、申立期間について被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社は、申立期間を含む昭和 31 年 3 月から 32 年 3 月までの期間について、申立人の厚生年金保険の被保険者期間の欠落に対する補てんを実施していることから、申立期間当時、申立人が同社 B 支店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 31 年 6 月 1 日から 32 年 4 月 1 日までに厚生年金保険の被保険者資格を取得している者が 17 人確認でき、このうち 4 人から回答が得られたが、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について具体的な証言を得ることができない。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿においても、申立人の資格取得日は昭和 32 年 4 月 1 日と記載されている上、上記被保険者名簿の申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2570

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 3 月 1 日から 49 年 8 月 1 日まで
私は、申立期間において、A社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言により、申立人は申立期間にA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録により、A社は厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、A社を吸収合併した親会社のB社は、「当時の資料は破棄処分して無い。」と回答していることから、申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人が氏名を挙げた元同僚はいずれも、申立期間にA社において厚生年金保険の被保険者記録は無く、このうち1名は、「当時、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所でなかったことから、国民年金に加入し、国民年金保険料を支払っていた。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月1日から28年3月9日まで
私は、昭和24年4月1日から28年3月8日までA駅前にあったB社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人が勤務していたとするB社は、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、C商工会議所D支部は、「B社の加盟記録は確認できない。」と供述していることから、当該事業所の所在が確認できず調査を行うことができない。

さらに、申立人は、元事業主及び元同僚の氏名を記憶していないため、元事業主及び元同僚を特定できず、申立期間当時の勤務実態について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2572 (事案 875 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 1 月 21 日から 42 年 12 月 30 日まで
私は、昭和 43 年当時、社会保険事務所(当時)の場所も分からなかった上、妊娠後期で健康な身体ではなかったため、厚生年金保険の脱退の手続に行くことは不可能であったため、同年 3 月 8 日に支給されたという脱退手当金は、誰にどのような方法で支給されたのか調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

本件申立てについては、脱退手当金を支給する場合、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人の脱退手当金は、申立てに係る A 社を含むすべての厚生年金保険被保険者期間を基礎として計算され、その支給額は、申立人が受給したと主張する金額とほぼ一致し、社会保険事務所における一連の事務処理に不自然さはないことから、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 7 月 7 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、妊娠後期で体調がすぐれず、社会保険事務所に出向き脱退手当金の裁定請求をすることは不可能であり、社会保険事務所の場所も知らないとして再申立てをしている。

しかし、脱退手当金が支給決定された昭和 43 年当時において、脱退手当金裁定請求書は、郵送又は代理人による提出も可能であり、脱退手当金の支払いについても、最寄りの銀行又は郵便局での受取りが可能であったことから、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2573

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 23 日から 36 年 9 月 1 日まで
私は、A社で勤務した期間について脱退手当金が支給済みとなっているが、私は受給していないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているなど、脱退手当金の支給決定に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、A社で申立期間当時、社会保険事務を担当していた元同僚は、「従業員の退職時に、本人に脱退手当金を受給するかどうか希望を聞いており、手続は会社で行っていた。」と供述しているところ、当該事業所で勤務していた複数の元同僚は、退職時に脱退手当金の受給について会社から確認があり、脱退手当金を受給したと供述している上、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した日の前後2年以内に資格を喪失している9人（申立人を除く。）のうち、受給要件を満たす6人は、オンライン記録においていずれも脱退手当金を支給されたことになっていることから、申立人についても事業主による代理請求の可能性はある。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2574

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月 13 日から 45 年 1 月 1 日まで

私は、A社B店に勤務した時の厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金が支給された記録となっているが、脱退手当金を受給した記憶は無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、A社B店の事業所別被保険者名簿の申立人欄に脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記載されているなど、脱退手当金の支給決定に係る一連の事務処理に不自然さはない。

また、当該事業所では、申立期間当時、脱退手当金に関する説明を行い、代理請求をしていたと回答しているところ、オンライン記録において脱退手当金を支給されたことになっている申立人を含む4人は、いずれも資格喪失から5か月以内に脱退手当金の支給決定が行われており、代理請求の可能性はある。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 37 年 3 月まで

私は、中学校を卒業後、A社に勤務したが、厚生年金保険について記録上未加入となっているので、厚生年金保険の加入期間を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言により、申立人は、申立期間にA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、「中学校を卒業した後、同期入社した元同僚と3年程度一緒にA社に勤務をした。」と供述しているが、当該元同僚も申立人同様、当該事業所の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

また、元同僚二人は、「入社してから2年7か月後に厚生年金保険に加入した。」「当該事業所は、入社してからある程度年数が経過するか、あるいは一定の年齢に達しないと厚生年金保険に加入させなかったのではないか。」とそれぞれ供述している。

これらのことから判断すると、当該事業所では、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、入社から一定期間が経過するか、一定の年齢に達しないと厚生年金保険に加入させない取扱いをしていたことがうかがえる。

また、事業主は、申立期間当時の書類を廃棄していることから、申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年5月から20年8月15日まで
私は、昭和18年5月に、A（地名）にある事業所からB社に移り、20年8月15日まで同社でC（職種）として勤務していた。その期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、事業主を覚えていないことから、B社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、事業主の欄で確認できる者についてオンラインシステムで氏名検索した結果、全国で8名を確認できたが、いずれも申立期間における労働者年金保険及び厚生年金保険への加入記録は無い上、基礎年金番号に統合されていないことからその所在を確認できない。

また、申立人が氏名を挙げた元同僚2名は、上記被保険者名簿に氏名は無い上、オンライン記録においても、申立期間に被保険者記録を確認できない。

さらに、申立人が姓のみを記憶している元同僚2名については、上記被保険者名簿に氏名は無く、個人を特定できない。

加えて、上記被保険者名簿に記載のある4名の元同僚は、基礎年金番号に統合されていないことからその所在を確認できないことから、申立期間当時の勤務実態を確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2577 (事案 1012 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 9 月 6 日から 36 年 10 月 20 日まで
② 昭和 37 年 1 月 1 日から同年 7 月 30 日まで
③ 昭和 37 年 10 月 1 日から 40 年 8 月 1 日まで

私は、前回の申立てで脱退手当金が支給済みとの結論になったが、受給していないので納得できない。いつ支給されたかを教えてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、支給決定通知が申立人に送付されたと供述しているにもかかわらず、申立人が社会保険事務所（当時）に問い合わせもしなかったことを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い上、A事業所に係る申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りも無いことから、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 8 月 19 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、前回の審議結果に納得できないとして、再申立てを行っているが、今回の申立内容にある、いつ支給されたかについては、支給決定日が昭和 43 年 3 月 29 日であるほか、脱退手当金を処理した管轄の社会保険事務所には計算書等の書類は残っておらず、日本年金機構からの回答では「申立期間当時の脱退手当金の支給の書類は保存されておらず、支給通知後に受領しなかった場合の督促等についても確認できる資料は無い。」としている。

また、前回からの調査において脱退手当金支給の一連の事務処理に不自然さはないと認められ、申立人から受給していないという記憶以外に具体的な

資料の提供も無い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、ほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年1月15日から同年10月8日まで

私は、昭和22年1月15日から同年10月7日までA事業所（現在は、B事業所）が所有していたC丸にD（職種）として乗船していたが、この期間が、船員保険被保険者期間と認められないと社会保険事務所（当時）から回答を受けた。申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している船員手帳及び元同僚の供述から、申立人は、申立期間においてA事業所所有のC丸に乗船していたことは推認できる。

しかし、申立人が覚えている船長及び乗組員は、オンライン記録では申立期間において船員保険被保険者の記録が確認できない上、連絡が取れた元同僚から船員保険料の控除について確認できる供述を得ることができない。

また、当該船舶所有者を管轄する年金事務所は、「A事業所のC丸について、申立期間において船員保険の適用船舶であった記録及び昭和19年7月26日以後に船員保険被保険者が存在した記録が確認できない。」と回答している。

さらに、B事業所は、申立期間当時の船員保険関係資料を保管していないため、申立期間における船員保険の加入状況及び保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2579

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 9 月 24 日から 34 年 4 月 2 日まで
私は、年金記録を確認するために社会保険事務所（当時）に行ったとき、A社B店で勤務していた昭和 29 年 9 月 24 日から 34 年 4 月 2 日までの厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金が支給されていることを初めて知った。私は脱退手当金を受給していないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社B店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性の被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日である昭和 34 年 4 月 2 日の前後の2年以内に厚生年金保険被保険者資格を喪失した 24 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、24 人のうち 19 人はオンライン記録に支給記録があり、そのうち 15 人が4か月以内に支給決定されており、残り 4 人についても7か月から9か月以内に支給決定されている。

また、当該事業所の被保険者名簿において、申立人を含む 18 人に「脱」表示が記されていることが確認でき、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険の資格喪失日から約2か月後の昭和 34 年 6 月 3 日に支給決定されているなど、脱退手当金の支給決定に係る一連の事務処理においても不自然さはない。

さらに、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、脱退手当金を受給したと考えるのが自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2580

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 6 月 1 日から 32 年 5 月 1 日まで

私は、年金事務所でA事業所に勤務した期間について調べてもらったところ、脱退手当金支給済みの記録となっていた。5年間勤務したのに脱退手当金が8,888円という金額には納得できないし、受給した記憶も無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金は、支給額及び支給月数に誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約1か月後の昭和32年5月31日に支給決定されている上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の支給記録に係る記載があり、支給月数、金額及び支給決定日はオンライン記録と一致しており、脱退手当金の支給決定に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の申立期間に係る事業主であるA事業所では、「申立人の退職時に退職金を支給済みである。」と回答しているが、申立人は、退職金が支給されたことに関する記憶が明らかでないなど、申立期間当時の状況に関する記憶が曖昧であり、このほか申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年12月25日から31年2月5日まで
② 昭和31年6月15日から35年4月1日まで

私は、昭和24年5月からA社で働き始め、同社が厚生年金保険の適用事業所になるまでの期間は、元請会社のB社で厚生年金保険に加入していたのに、申立期間の被保険者記録が無いことは納得できないので、調査して厚生年金保険の被保険者記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在籍証明書から、申立人は申立期間①及び②を通じて同社で継続して勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当該事業所の元請会社であり、申立人の厚生年金保険の加入先であったB社は、「申立人の厚生年金保険の適用等については、当時の資料は保存されていないため、不明である。」と回答しており、申立期間①及び②に係る厚生年金保険の適用状況及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人は、申立期間②において勤務したとする複数の事業所名を挙げているが、申立期間①については記憶が定かではなく事業所名は確認できない。

さらに、申立人が申立期間②において勤務したと主張するB社の各事業所名及び類似する各事業所名に係る適用事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の被保険者記録は確認できない上、同名簿において、申立人が元同僚として氏名を挙げた者に係る被保険者記録についても確認することができず、申立人の勤務実態について証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 2 月 1 日から 54 年 3 月 1 日まで

私は、家族の勧めで親戚が事業主をしていたA県B市に所在するC事業所に、昭和 51 年 2 月から 54 年 2 月まで勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間とされていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A県B市に所在するC事業所に昭和 51 年 2 月から 54 年 2 月まで勤務しており、厚生年金保険料を給与から控除されていた。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、申立期間当時、A県B市において「C事業所」は厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、事業主は、「事業所として厚生年金保険に加入していないため、申立人の給与から保険料を控除したことはない。」と回答している。

また、申立人は入社時において在籍していたと記憶する元同僚3人の氏名を挙げたが、姓しか記憶しておらず、個人を特定することができないため、当該元同僚に聞き取り調査を行うことができず、当該事業所における申立人の勤務実態等について証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。